

金沢市第3期循環型社会形成推進地域計画

石川県 金沢市

令和元年12月3日

変更：令和2年11月20日

変更：令和4年2月17日

金沢市第3期循環型社会形成推進地域計画 目次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向.....	2
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	3
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2)	生活排水処理の現状.....	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標.....	6
(4)	生活排水処理の目標.....	8
3.	施策の内容	9
(1)	排出抑制、再使用の推進.....	9
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設の整備.....	14
(4)	その他の施策.....	14
4.	計画のフォローアップと事後評価.....	15
(1)	計画のフォローアップ.....	15
(2)	事後評価及び計画の見直し.....	15

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の対象地域は、石川県金沢市（以下「本市」という。）の全域であり、総面積は468.64 km²、総人口は平成27年10月1日現在で465,699人である。なお、行政区域図を別添の図に示す。

表1 対象地域の概要

市町村名	石川県金沢市
面 積	468.64 km ² （別添 対象地図 参照）
人 口	465,699人（平成27年10月1日現在：国勢調査確報値）

(2) 計画期間

本計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とする。

第2期地域計画において、現在建設中の最終処分場の完成時期を平成31年度末としていたが、平成31年度（令和元年度）における工事の入札不調の多発等による工事中止期間等の影響により工事計画の見直しを余儀なくされ、進捗に遅れが生じることとなった。このため年度内の工事完成が見込めないこととなり、完成時期を令和2年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

現在、本市は「金沢市ごみ処理基本計画（第5期）」（平成27年3月）に基づき廃棄物行政を実施しているが、さらなるごみの減量化・資源化を促進し、本市にふさわしい循環型社会の形成を図るため、令和元年度中に「金沢市ごみ処理基本計画（第6期）」（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定する予定である。基本理念として「ごみの減量と資源循環による持続可能な社会の実現」を掲げ、市民、事業者、市の役割分担に基づく廃棄物の減量と、再使用、再生利用、エネルギー回収等による資源の循環を進め、適正かつ環境負荷の少ないごみ処理体制を構築することにより、持続可能な社会の実現を図ることとし、具体的な基本方針を以下のとおり予定している。

ごみ処理基本計画における基本方針

＜基本方針① 市民・事業者との協働による環境負荷の低減＞

計画前期末（令和6年度）までに、
ごみ総排出量を144,000t (850g/人・日)に抑制し、以降その水準を維持する。
燃やすごみ量を106,000t に抑制し、以降その水準を維持する。

＜基本方針② 事業系ごみの減量化・資源化の推進＞

計画前期末（令和6年度）までに、
事業系ごみ排出量を 58,000t に抑制し、以降その水準を維持する。

＜基本方針③ 適正で効率的なごみ処理体制の再構築＞

ごみの発生量や性状に合わせた適正で効率的な収集・運搬・処理体制の再構築を図り、将来を見据えたごみ処理体制を整備する。

生活排水については、これまで処理施設の整備を推進し、一般家庭から排出される生活雑排水等の適切な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めてきた。しかし、河川の一部や河北潟については依然として一般家庭から排出される生活雑排水等による水質汚濁が見られる。

そのため、「金沢市生活排水処理基本計画」（平成30年3月）（以下「生活排水処理基本計画」という。）では、以下に示す基本方針を定めており、本地域計画における基本的な方向についても、生活排水処理基本計画の基本方針に準じ、各種の施策を立案するものとする。

生活排水処理基本計画における基本方針

＜基本方針① 広報・啓発事業＞

生活排水を適正に処理し、環境への負荷をさらに低減するためには、市民一人ひとりの意識を高め、市民協働で生活排水対策に取り組むことが重要であり、情報の提供など広報・啓発を進めていく。

＜基本方針② 環境負荷低減のための処理施設の整備と水洗化率の向上＞

生活排水対策としては、汚濁物質の除去面からみると、生活排水処理施設の整備と活用による削減が必要不可欠であり、本市の特性と各種生活排水処理施設の特徴を十分に勘案して施策を進めていく。

＜基本方針③ 持続可能な環境負荷低減型社会の構築＞

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を作り上げていくために、本計画は適宜見直し、後生に継承していくべきものである。また、周辺市町、県さらには国と連携を図りながら環境負荷低減を目指していく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

石川県では、平成31年3月29日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知に基づく新たなごみ処理の広域化・集約化計画の策定を検討中である。計画が策定された後は、同計画に基づき、広域化・集約化の検討を進めていく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成30年度の一般廃棄物、公共系産業廃棄物及び市内から発生し本市が受け入れた民間系産業廃棄物にかかる排出、受入及び処理状況は次頁に示す図1のとおりである。

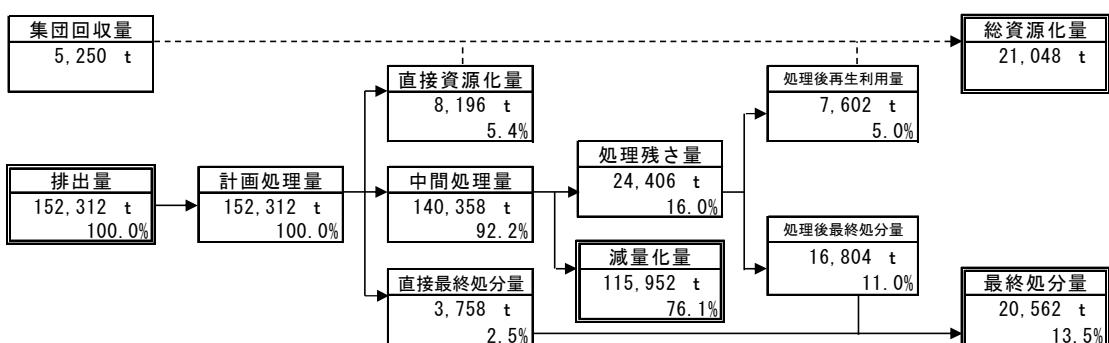
一般廃棄物の排出量は、集団回収量も含め157,562tであり、再生利用される総資源化量は21,048t、集団回収量を含めた排出量に対する再生利用率は13.4%である。中間処理量は140,358tであり、そのうち115,952tが減量化され、これは集団回収量を除く排出量の76.1%に該当する。最終処分量は20,562tであり、集団回収量を除く排出量の13.5%となっている。

下水道汚泥（脱水汚泥）や側溝汚泥などの公共系産業廃棄物の受入量は、8,635 t であり、このうち4,169 t が中間処理（焼却処理）され、3,710 t が減量化される。最終処分量は4,925 t で、受入量に対して57.0% となっている。

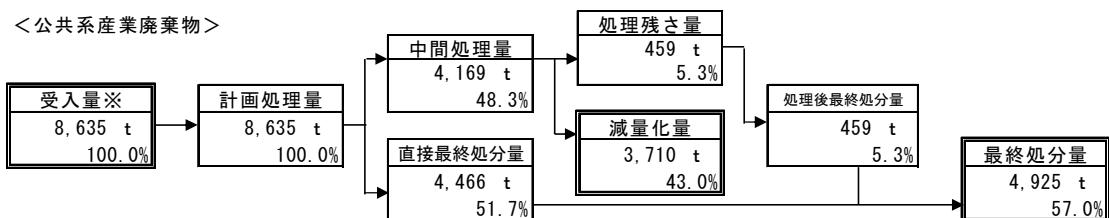
民間系産業廃棄物の受入量は、11,711 t であり、これらは全て最終処分される。

なお、中間処理量のうち焼却量は134,372 t であり、焼却処理を行う東部環境エネルギーセンター及び西部環境エネルギーセンターでは、57,736 MWhの発電を行い、場内給湯等及び隣接する市営プール等への高温水供給を行っている。

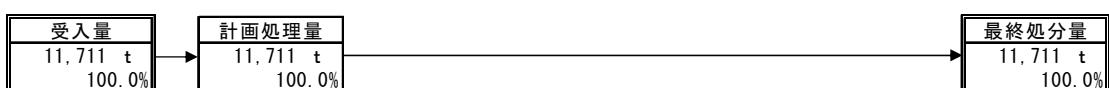
<一般廃棄物>



<公共系産業廃棄物>



<民間系産業廃棄物>



<指標及び指標の定義>

指標	一般廃棄物	公共系産業廃棄物	民間系産業廃棄物	指標の定義
排出量、受入量 (t)	152,312	8,635	11,711	一般廃棄物（集団回収除く）の排出量、 公共系、民間系産業廃棄物の受入量
減量化量 (t)	115,952 76.1%	3,710 43.0%	-	一般廃棄物、公共系産業廃棄物における中間処理量と 処理後の残さ量の差
総資源化量 (t)	21,048	-	-	一般廃棄物の総資源化量
最終処分量 (t)	20,562 13.5%	4,925 57.0%	11,711 100.0%	一般廃棄物、公共系産業廃棄物、民間系産業廃棄物の 最終処分される量

※1 公共系産業廃棄物に含まれる下水道汚泥の含水率は約75%

※2 一般廃棄物の総資源化量の割合は集団回収量を含む排出量に対する割合

図1 現状のごみ処理状況フロー（平成30年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の処理状況は、以下のとおりである。

生活排水処理対象人口は、行政区域内人口（国勢調査人口を基にした推計人口）と同値の 463,387人であり、うち汚水衛生処理人口は 454,369人で全体の98.1%となっている。

し尿発生量は 1,587 kI/年、農業集落排水施設汚泥を含めた浄化槽汚泥の発生量は 8,270 kI/年であり、それらを合わせた 9,857 kI/年が西部衛生センターで処理されている。

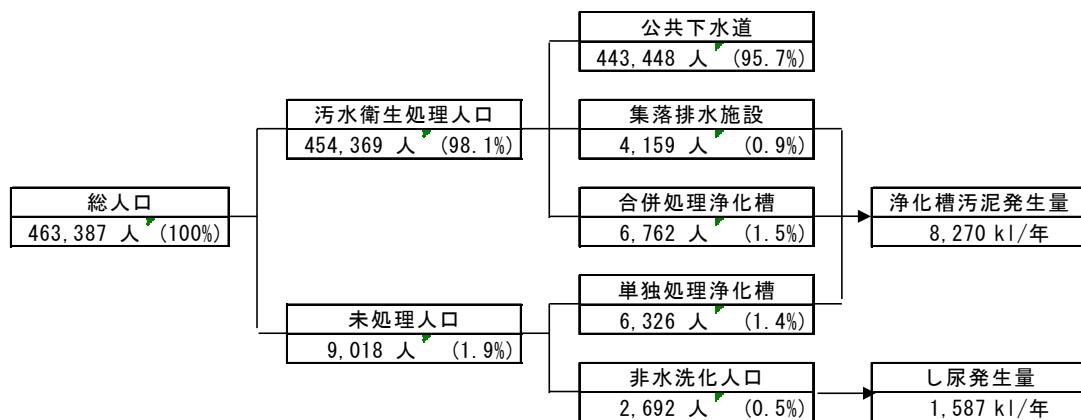


図2 現状の生活排水の処理状況フロー（平成30年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含めた循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、各施策に取り組む。

なお、本市の目標達成時におけるごみ処理フローを次頁の図3に示す。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) 平成30年度	目 標 (割合 ^{※1}) 令和7年度
排 出 量	事業系 一般廃棄物総排出量	68,821 トン	57,992 トン (-15.7%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.4 トン/事業所	1.6 トン/事業所 (-33.3%)
	生活系 一般廃棄物総排出量	88,741 トン	85,652 トン (-3.5%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	155 kg/人	147 kg/人 (-5.2%)
	合計 一般廃棄物排出量合計	157,562 トン	143,644 トン (-8.8%)
	公共系 産業廃棄物受入総量	8,635 トン	8,746 トン (1.3%)
再 生 利 用 量	民間系 産業廃棄物受入総量	11,711 トン	11,468 トン (-2.1%)
	集団回収量	5,250 トン -	5,824 トン -
	一般廃棄物直接資源化量	8,196 トン (5.4)	19,119 トン (13.9)
	処理後再生利用量	7,602 トン (5.0)	7,241 トン (5.3)
合計(総資源化量)		21,048 トン (13.4)	32,184 トン (22.4)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電量及び熱利用量)	57,736 MWh 36,515 GJ	48,621 MWh 34,166 GJ
減 量 化 量	一般廃棄物減量化量	115,952 (76.1)	91,514 (66.4)
	公共系産業廃棄物減量化量	3,710 (43.0)	3,640 (41.6)
最 終 処 分 量	一般廃棄物最終処分量	20,562 (13.5)	19,946 (14.5)
	公共系産業廃棄物最終処分量	4,925 (57.0)	5,106 (58.4)
	民間系産業廃棄物最終処分量	11,711 (100.0)	11,468 (100.0)

※1 排出量は現状に対する増減割合、(総資源化量)は集団回収量を含む排出量に対する割合

その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

«指標の定義»

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

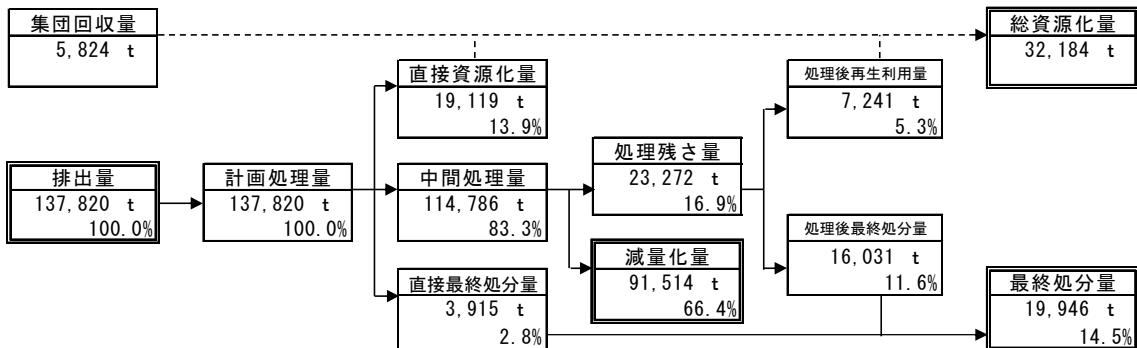
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

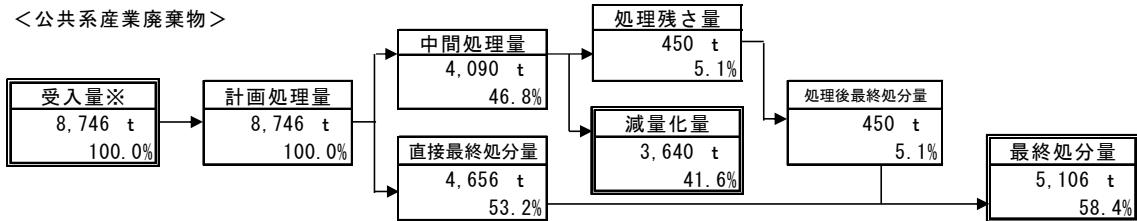
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

<一般廃棄物>



<公共系産業廃棄物>



<民間系産業廃棄物>



<指標及び指標の定義>

指標	一般廃棄物	公共系産業廃棄物	民間系産業廃棄物	指標の定義
排出量、受入量 (t)	137,820	8,746	11,468	一般廃棄物（集団回収除く）の排出量、 公共系、民間系産業廃棄物の受入量
減量化量 (t)	91,514 66.4%	3,640 41.6%	-	一般廃棄物、公共系産業廃棄物における中間処理量と 処理後の残さ量の差
総資源化量 (t)	32,184	-	-	一般廃棄物の総資源化量
最終処分量 (t)	19,946 14.5%	5,106 58.4%	11,468 100.0%	一般廃棄物、公共系産業廃棄物、民間系産業廃棄物の 最終処分される量

※1 公共系産業廃棄物に含まれる下水道汚泥の含水率は約75%

※2 一般廃棄物の総資源化量の割合は集団回収量を含む排出量に対する割合

図3 本市の目標達成時におけるごみ処理フロー（令和7年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水の処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道、農業集落排水施設を中心に適正処理を進め、それらの集合処理施設の対象区域外において合併処理浄化槽の整備を進めていく。

表3 生活排水処理の目標

		平成30年度実績（割合：%）	令和7年度目標（割合：%）
処理形態別人口	公共下水道	443,448人 (95.7)	451,148人 (97.3)
	農業集落排水施設	4,159人 (0.9)	3,353人 (0.7)
	合併処理浄化槽	6,762人 (1.5)	4,359人 (0.9)
	未処理人口	9,018人 (1.9)	4,987人 (1.1)
	合 計	463,387人 (100.0)	463,847人 (100.0)
汚し尿の量	汲み取りし尿量	1,587キロットル	731キロットル
	浄化槽汚泥量	8,270キロットル	4,965キロットル
	合 計	9,857キロットル	5,696キロットル

3. 施策の内容

(1) 排出抑制、再使用の推進

ア 家庭ごみの排出抑制

粗大ごみについては、平成15年に有料戸別収集制度を開始しており、対象とする品目や料金の設定について引き続き検討していく。

家庭ごみについては、平成30年2月から指定ごみ袋収集制度を開始し、ごみ袋の大きさに応じた手数料を徴収することで、ごみ発生抑制に大きな効果があった。今後もごみ減量効果を持続させるための施策を実施していく。

イ 環境教育、普及啓発

環境教育については、戸室リサイクルプラザや西部環境エネルギーセンターを拠点とし、気軽に訪れて楽しく学習することができる環境学習コーナーを環境教育の場として市民に広く開放する。さらに、学校での減量・リサイクル活動を推進するため、児童を対象とした出前講座の開催や「かなざわ学校エコプロジェクト」参加校を拡大するなど、子どもたちの理解と関心の向上に努める。

普及啓発活動としては、市民・事業者との協働による大型イベント「かなざわエコフェスタ」や出前講座、体験講座の開催を中心に、3Rやエコライフについての情報提供や啓発を推進する。

ウ 生ごみの減量化

生ごみ処理機器について購入費の助成を継続するとともに、市民や地域団体への貸出制度により、普及の拡大を図る。また、生ごみの堆肥化を推進するため、NPO法人や大学等との協働により開発した「金沢産ダンボールコンポストの素」を活用し、家庭での生ごみ堆肥化を普及していくとともに、発生した堆肥を有効利用する生ごみ循環リサイクルシステムを市民や事業者等と協働で運営していく。

エ 容器包装廃棄物などの排出抑制

レジ袋の削減や過剰包装の排除、量り売りなどの環境に配慮した買い物の実践を市民に呼びかける「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するとともに、商品包装の簡素化や顧客に対するマイバック利用の呼びかけなどを積極的に実施している小売店を「環境にやさしい買い物推進店」として登録し、市民に周知する。

オ 食品ロス対策

本来は食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスを削減するため、家庭に向けては余っている食品を持ち寄り福祉団体などに寄贈する「フードドライブ」の窓口を設置するとともに、事業者に向けてはアプリを活用して店頭で売り切れない食品を必要としている人に紹介・案内して割引価格で提供する「フードシェアリング」モデル事業を実施するなど、多様な取り組みを展開していく。

カ 分別の徹底と再使用、再生利用の促進

分別については、パンフレット「家庭ごみの分け方・出し方」の全戸配布や、町会・大学などを対象とした説明会の開催、職員によるごみステーションでの適正排出指導のほか、ごみ分別アプリ「いいね金沢 5374App（ゴミナシアップ）」の活用等による情報発信の拡充に努め、徹底を図る。

再使用、再生利用については、資源ごみの地域回収拠点の設置、校下・地区単位などの集団回収を充実していく。また、東西リサイクルプラザ等における育児用品回収BOXの設置や戸室リサイクルプラザでの再生品の展示販売のほか、「かえっこバザール」や育児用品の「リユース市」の開催などにより不用品の再生利用のルートを拡大する。

キ 事業系ごみ対策

東西環境エネルギーセンター及び戸室新保埋立場での搬入検査及び個別指導を継続し、ごみ分別の徹底を図るとともに、事業系一般廃棄物として大量に排出されるオフィススペーパーや食品残渣などの廃棄物の減量化・資源化について、事業者を対象に講習会や研修会を開催し、排出の抑制と資源化率の向上を図る。

ク 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量削減のため、水質浄化に係る情報を発信し、啓発活動を効率的に進めていく。特に河北潟については、周辺の小学校と連携した環境に関するイベント（自然観察、水質調査等）を実施するなど、水質浄化の取り組みへの意識を啓発していく。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの現状と今後

4種14分別によるステーション収集と粗大ごみの戸別収集となっている現行体制を当面は継続し、適宜、必要に応じて見直しを行う。

収集については、ステーション方式に合わせて、ごみ出しが困難な世帯を対象とした戸別収集である「要援護者ごみ出しサポート事業」を実施する。また「金沢市行政改革実施計画」に基づき、収集業務の一部委託化を年次計画により進めしていく。

資源ごみは、従来、月1～2回の収集であったが、平成31年度より第5週目の容器包装プラスチックの収集を開始した。また、紙ごみは市での収集は実施していないが、西部環境エネルギーセンター横や湊市民センター横の資源搬入ステーションの整備など、紙ごみを含めた資源ごみをいつでも持ち込むことができる体制の拡充により、資源化率の向上をめざす。

また、安定したごみ処理を進めるため、表4に示す各施設で適切な維持・管理を徹底し、適正処理に努める。供用中の最終処分場である戸室新保埋立場については、各種施策の実施により埋立処分量の減量化が着実に進んでいることから、供用期

間を1年間延長し、令和4年度に埋立を完了することとし、現在建設中の新廃棄物埋立場（1,100,000m³：第1期造成分）の工事期間についても半年間延長し、令和2年度の供用開始を目標に建設を進めるものとする。

表4 本市が管理するごみの処理・処分施設

現有施設名	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年
東部環境エネルギーセンター	ごみ焼却施設	燃やすごみ	250トン/日	金沢市鳴和台357番地	平成3年
			340トン/日	金沢市東力町ハ3番地1	平成24年
西部環境エネルギーセンター	資源化施設	空き缶・空きびん ペットボトル	12トン/5h	金沢市鳴和台432番地	平成11年
			12トン/5h	金沢市糸田新町1番30号	平成11年
東部リサイクルプラザ	資源化施設	空き缶・空きびん ペットボトル	12トン/5h	金沢市鳴和台432番地	平成11年
西部リサイクルプラザ			12トン/5h	金沢市糸田新町1番30号	平成11年
戸室リサイクルプラザ	破碎選別 資源化施設	埋立ごみ・粗大ごみ 容器包装プラスチック	91トン/日	金沢市戸室新保ハ604番地	平成15年
資源搬入ステーション	ストックヤード	資源ごみ等	-	金沢市東力町ハ3番地1	平成27年
戸室新保埋立場	最終処分場	破碎不燃物・埋立ごみ 産業廃棄物（併せ処理）	3,946,000m ³	金沢市戸室新保リ48番地1	平成6年
西部衛生センター	し尿処理施設	生し尿・浄化槽汚泥	195kℓ/日	金沢市東力町ハ3番地1	平成7年

イ 事業系ごみの現状と今後

事業系ごみの収集・運搬は、排出事業者が許可業者に収集運搬を委託するほか、市有施設へ排出事業者が直接搬入しており、今後も継続する。

市有施設で処理・処分する事業系ごみの区分は、燃やすごみ及び埋立ごみであり、資源ごみについては民間施設で処理している。資源ごみが埋立ごみとして搬入されることを防ぐため、ペットボトル、容器包装プラスチックについて、戸室新保埋立場への搬入禁止措置をとり、事業者への分別の徹底を呼びかけていく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

<焼却施設>

西部環境エネルギーセンターにおいて、下水道汚泥の焼却処理を行っている。

<最終処分場>

戸室新保埋立場において、併せ産廃の処分を行っている。受け入れる産業廃棄物については、段階的に搬入規制を強化しており、現在は、①燃え殻、②汚泥、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード除く）、④がれき類の4品目のみである。新廃棄物埋立場の完成以降、施設の延命化など状況を見極めながら、併せて処分する産業廃棄物の種類等を再検討していく。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道及び農業集落排水施設の集合型処理施設を中心に未処理人口を取り込むとともに、それらの処理対象外地域においては、合併処理浄化槽の設置を進め、適正な処理を推進する。

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道などの普及に伴い減少していることから、収集・運搬体制について、当面は現体制である民間の許可制を維持していくものの、必要に応じて見直しを検討する。

処理についても、当面は西部衛生センターの適正な維持管理に努め、適正処理を確保することとするが、施設の老朽化による処理能力の低下が予想されることから、施設更新や公共下水道への直接投入を視野に入れた施設整備方針の検討を行う。また、西部衛生センターからのし渣については、引き続き、焼却による衛生処理を行う。

オ 今後の処理体制の要点

- 生活系ごみの収集体制は、基本的に現状どおりとし、必要に応じて分別区分の見直しを検討する。
- 資源化率の向上を図るため、資源ごみの回収拠点を積極的に拡充する。
- 東部環境エネルギーセンター及び西部環境エネルギーセンターにおいて積極的なエネルギー回収を行う。
- ごみの排出状況や施設の耐用年数を踏まえ、ごみ処理施設の適正規模、適正配置を進める。
- 事業系ごみの減量化及び資源化促進のため、事業者への指導を強化する。
- 新廃棄物埋立場の完成以降、併せて処分する産業廃棄物の種類等を見直すなど、最終処分量の減量化対策を検討する。
- 生活排水処理率100%を目指し、合併処理浄化槽の設置を推進する。

表5 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成30年）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)
		一次処理	二次処理	
燃やすごみ	焼却・発電・熱回収	東部環境エネルギーセンター 西部環境エネルギーセンター	戸室新保埋立場（焼却灰）	69,251
燃やさないごみ	破碎・選別・埋立	戸室リサイクルプラザ 破碎・選別	戸室新保埋立場（破碎残さ） 委託資源化（金属）	1,598
容器包装プラスチック	リサイクル 拠点回収含む	戸室リサイクルプラザ 圧縮	容リ協ルート委託資源化	3,440
ペットボトル		東部リサイクルプラザ 圧縮	容リ協ルート委託・売却資源化	904
空き缶		西部リサイクルプラザ	売却資源化	817
金属（小型家電含む）		民間委託	委託資源化	2,059
あきびん（色別）		東部リサイクルプラザ 保管	売却資源化	2,063
古紙・古布等		西部リサイクルプラザ		7,066
水銀含有製品		委託処理		118
フロン回収品	その他	戸室リサイクルプラザ 回収	委託処理	26
粗大ごみ（戸別収集）		戸室リサイクルプラザ 破碎・選別・家具再生	東部環境エネルギーセンター（可燃） 西部環境エネルギーセンター（〃） 戸室新保埋立場（不燃） 委託資源化（金属） 売却資源化（再生品）	1,399

今後（令和7年）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理目標 (トン)
		一次処理	二次処理	
燃やすごみ	焼却・発電・熱回収	東部環境エネルギーセンター 西部環境エネルギーセンター	新廃棄物埋立場（焼却灰）	65,470
燃やさないごみ	破碎・選別・埋立	戸室リサイクルプラザ 破碎・選別	新廃棄物埋立場（破碎残さ） 委託資源化（金属）	1,168
容器包装プラスチック	リサイクル 拠点回収含む	戸室リサイクルプラザ 圧縮	容リ協ルート委託資源化	3,234
ペットボトル		東部リサイクルプラザ	容リ協ルート委託・売却資源化	863
空き缶		西部リサイクルプラザ	売却資源化	728
金属（小型家電含む）		民間委託	委託資源化	1,998
あきびん（色別）		東部リサイクルプラザ 保管	売却資源化	1,998
古紙・古布等		西部リサイクルプラザ	民間委託	8,499
水銀含有製品		委託処理		102
フロン回収品	その他	戸室リサイクルプラザ 回収	委託処理	34
粗大ごみ（戸別収集）		戸室リサイクルプラザ 破碎・選別・家具再生	東部環境エネルギーセンター（可燃） 西部環境エネルギーセンター（〃） 新廃棄物埋立場（不燃） 委託資源化（金属） 売却資源化（再生品）	1,558

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

表5の処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場 (併せ産廃モデル事業)	新廃棄物埋立場 建設事業	約110万m ³ (第1期工事分)	金沢市中山町、 戸室新保地内	R 2

(整備理由)

事業番号1 現在の埋立場の埋立完了に伴う新廃棄物埋立処分場の確保

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (平成30年度)	整備計画基數 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	411	10	50	R 2～R 6

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、以下の施策を実施していく。

ア 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策員の活用や「不法投棄防止ネットワーク」による通報体制の強化、パトロール体制の強化により、監視活動を充実するとともに、監視カメラなどの設備の導入など効果的な防止策を検討する。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時のごみ処理を円滑に行うため「金沢市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、石川県や近隣市町村との連携体制や貯留方法について検討するとともに、近年の気候変動に対応するために必要な計画の見直しを行う。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況を把握し、その結果の公表とともに、検証を行い、計画をフォローアップしていくものとする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

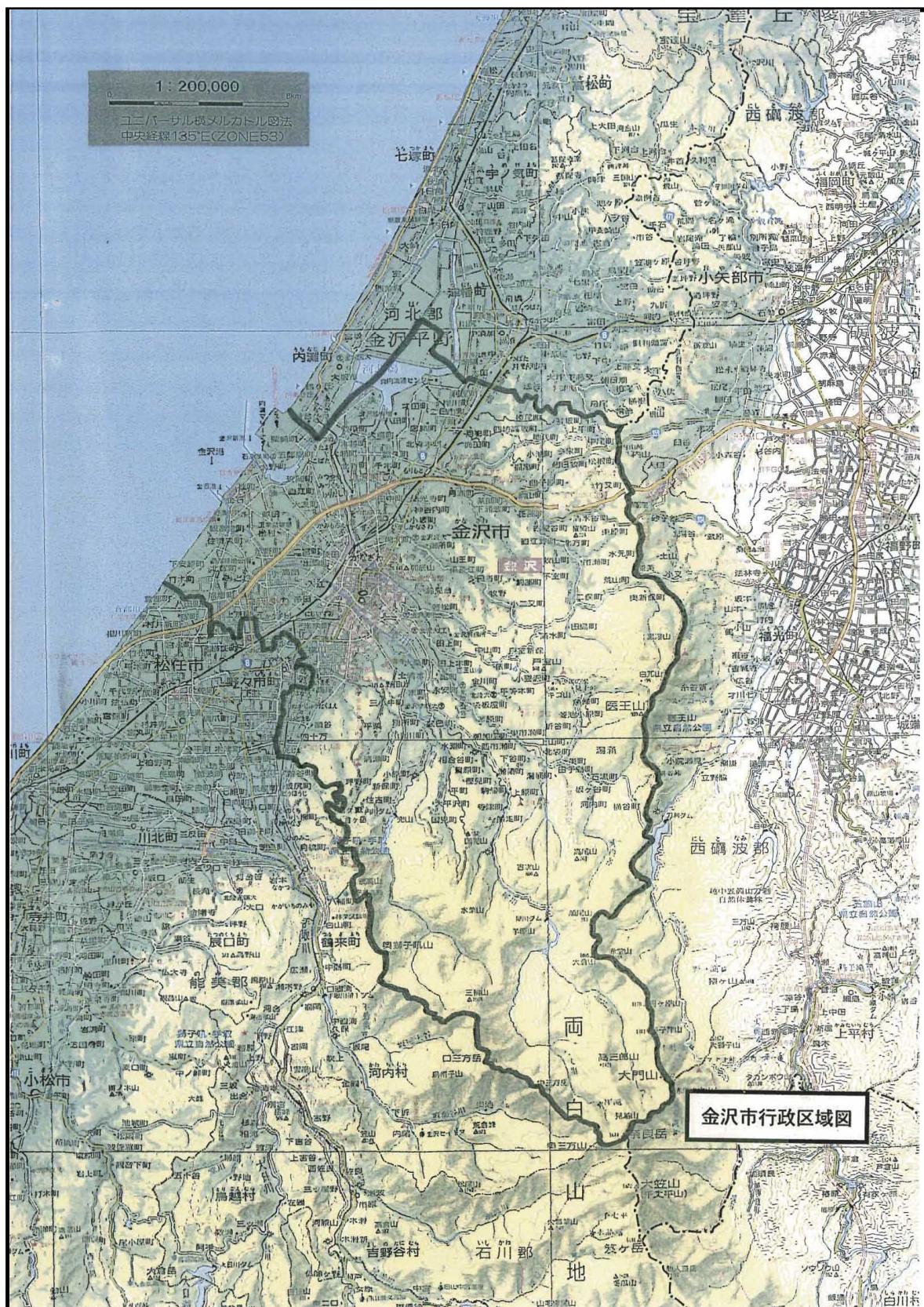
計画期間の終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価及び目標達成状況の評価を行う。

また、評価結果を公表するとともに、次期の地域計画に反映させるものとする。

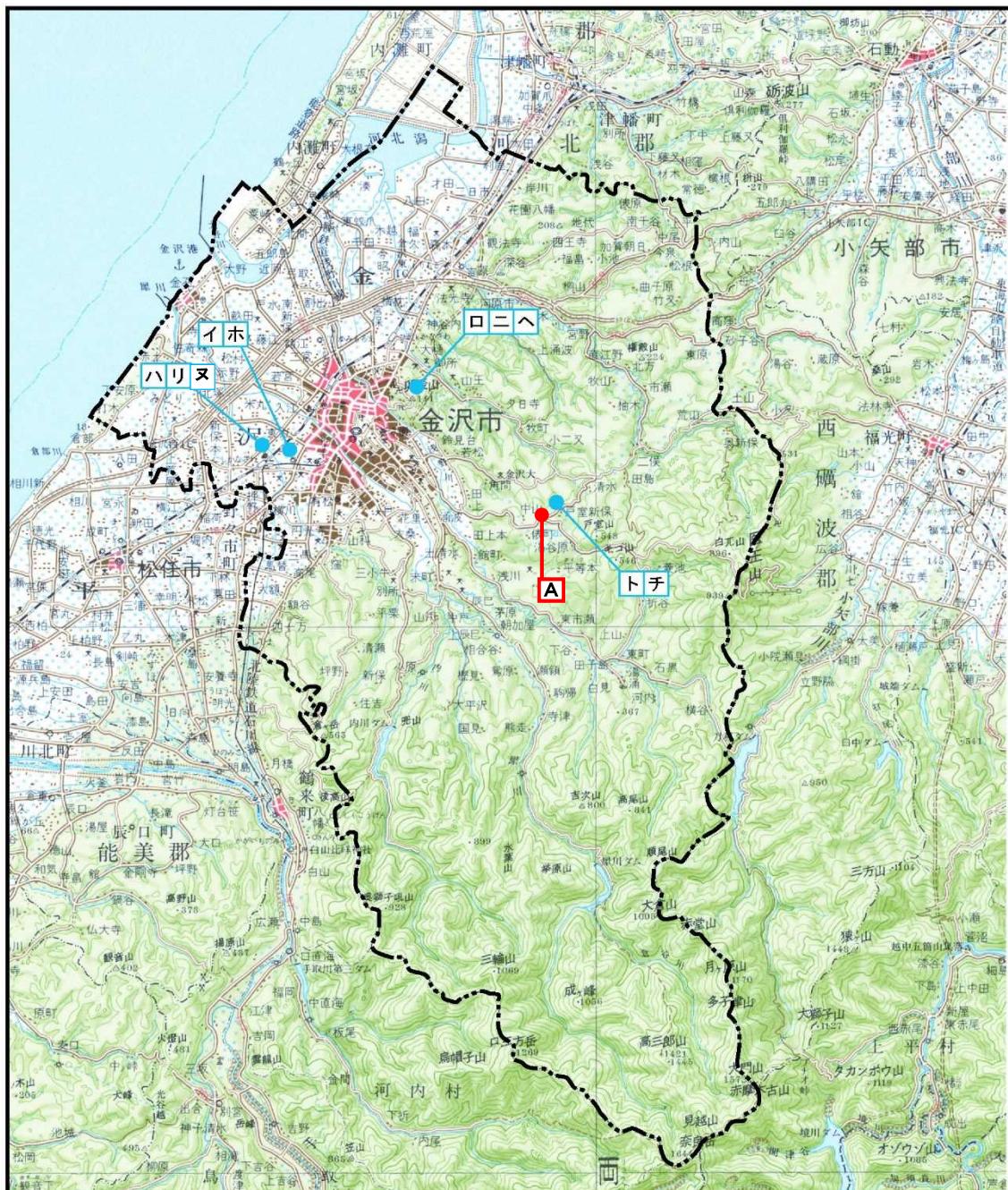
なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添付資料

- ・ 金沢市内行政区域図
- ・ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ・ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ・ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・ 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
- ・ 参考資料様式 4 施設概要（併せ産廃モデル事業最終処分系）
- ・ 参考資料様式 7 施設概要（浄化槽系）
- ・ 廃棄物関係施設ハザードマップ

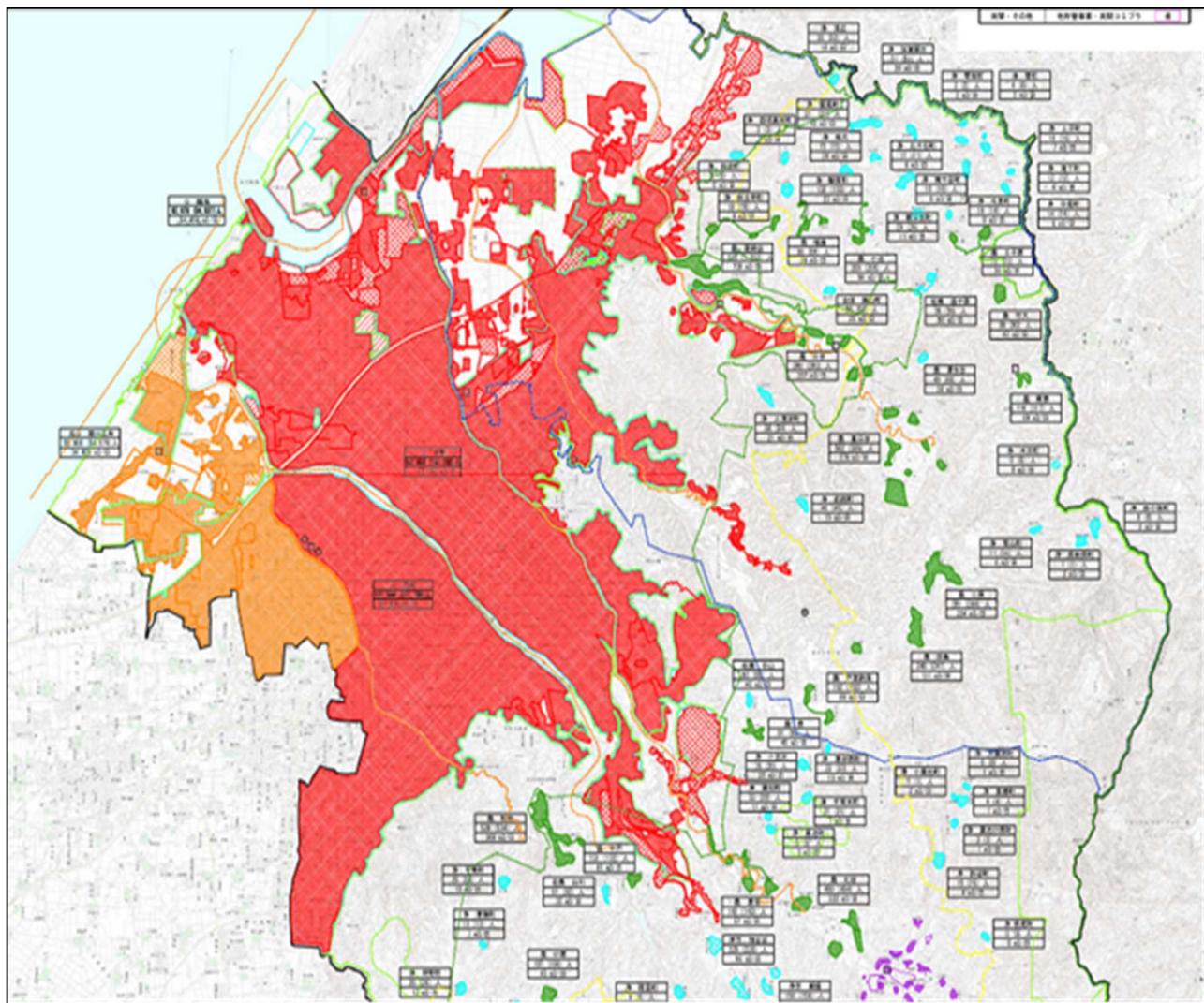


参考図 金沢市行政区域図



施設区分	施設名	所在地
収集管理センター	イ 西部管理センター	金沢市糸田新町1番30号
	ロ 東部管理センター	金沢市鳴和台359番地
ごみ焼却施設	ハ 西部環境エネルギーセンター	金沢市東力町ハ3番地1
	ニ 東部環境エネルギーセンター	金沢市鳴和台357番地
リサイクルプラザ	木 西部リサイクルプラザ	金沢市糸田新町1番30号
	ヘ 東部リサイクルプラザ	金沢市鳴和台432番地
	ト 戸室リサイクルプラザ	金沢市戸室新保ハ604番地
最終処分場	チ 戸室新保埋立場	金沢市戸室新保リ48番地1
し尿処理施設	リ 西部衛生センター	金沢市東力町ハ3番地1
ストックヤード施設	ヌ 資源搬入ステーション	金沢市東力町ハ284番地
最終処分場	A 新廃棄物理立場	金沢市中山町、戸室新保地内

参考図 金沢市廃棄物関係施設配置図



凡 例				
■	行政区域界			
···	都市計画区域界			
···	農業振興区域界			
···	中山間地域界			
···	漁港区域界			
···	林業振興区域界			
···	生活排水対策重点地域界			
···	市街化区域界・用途区域界			
T	処理場			
(○) (△) (□)	水道水道(表流水・地下水・湧水)			
○	し尿処理場			
△	ごみ焼却場			
□	埋め立て処分場			
公石川	事業種別 处理区名			
1,000 (900) 人	計画人口 (内定住人口)			
500 m ³ /日	計画日最大汚水量			
現況	初期	中期	将来	
平成22年度	平成27年度	平成22年度	全体計画	各事業整備区域 (色については以下を参照)
全面塗り	網掛け	斜線	枠線のみ	

国土交通省所管事業	公共下水道	赤
	流域関連公共下水道事業	橙
	特定環境保全公共下水道事業	紫
農林水産省所管事業	農業集落排水事業	緑
	漁業集落環境整備事業	黄
	林業地域総合整備事業	黄緑
環境省所管事業	コミュニティー・プラント	青
	浄化槽市町村整備推進事業	水色
	浄化槽設置整備事業	水色
総務省所管事業	個別排水処理施設整備事業	水色
	小規模集合排水処理施設整備事業	水色
民間・その他	他所管事業・民間コミプラ	桃

参考図 金沢市生活排水処理区域図

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	金沢市地域	(2) 地域内人口	465,699人	(3) 地域面積	468.64km ²
(4) 構成市町村等名	石川県金沢市	(5) 地域の要件	(人口) (面積) 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 遠疎 その他		

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物等の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合: %)						目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
排出量	事業系 一般廃棄物総排出量(トン)	69,420	70,078	72,880	70,725	70,228	68,821
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.3	2.4	2.5	2.4	2.4	57,992 (H30比 -15.7 %)
	生活系 一般廃棄物総排出量(トン)	106,256	104,576	104,141	102,406	102,599	85,652 (H30比 -3.5 %)
	1人当たりの排出量(kg/人)	196	194	193	189	188	147 (H30比 -5.2 %)
再 生 利 用 量	合計 一般廃棄物排出量(トン)	175,676	174,654	177,021	173,131	172,827	157,562
	公共系 産業廃棄物受入総量(トン)	10,836	9,750	10,673	8,560	8,332	143,644 (H30比 -8.8 %)
	民間系 産業廃棄物受入総量(トン)	13,163	12,035	12,213	12,052	11,539	8,746 (H30比 -1.3 %)
エネルギー回収量	一般廃棄物直接資源化量(トン)	6,718 (3.9)	6,221 (3.7)	7,695 (4.5)	7,850 (4.7)	8,883 (5.3)	8,196 (5.4)
	一般廃棄物総資源化量(トン)	20,477 (11.7)	18,605 (10.7)	19,225 (10.9)	19,006 (11.0)	20,218 (11.7)	21,048 (13.4)
	公共系産業廃棄物総資源化量(トン)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
減 量 化 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	60,214	62,618	64,443	65,797	65,920	57,736
	一般廃棄物減量化量(トン)	129,544 (76.1)	130,271 (76.8)	131,889 (76.5)	129,778 (76.9)	128,816 (76.5)	115,952 (76.1)
	公共系産業廃棄物減量化量(トン)	3,436 (31.7)	3,613 (37.1)	3,621 (33.9)	3,840 (44.9)	3,360 (40.3)	3,710 (43.0)
最 終 処 分 量	一般廃棄物最終処分量(トン)	25,655 (15.1)	25,778 (15.2)	25,907 (15.0)	24,347 (14.4)	23,793 (14.1)	20,562 (13.5)
	公共系産業廃棄物最終処分量(トン)	7,400 (68.3)	6,137 (62.9)	7,052 (66.1)	4,720 (55.1)	4,972 (59.7)	4,925 (57.0)
最 終 処 分 量	民間系産業廃棄物最終処分量(トン)	13,163 (100.0)	12,035 (100.0)	12,213 (100.0)	12,052 (100.0)	11,539 (100.0)	11,711 (100.0)
							11,468 (100.0)

※ 一般廃棄物総資源化量の割合は集団回収量を含む排出量に対する割合

※ 添付資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ストックヤード	自己搬入ステーション	金沢市	ストックヤード	—	H27.3	—	—	
最終処分場(併せ産廃)	戸室新保埋立場	金沢市	管理型処分場	3,946千立方メートル	H26.4	R5.3	未定	
エネルギー回収施設	西部環境エネルギーセンター	金沢市	全連続ストーカ式	340トン/日	H24.4	—	—	
	東部環境エネルギーセンター	金沢市	全連続ストーカ式	250トン/日	H3.4	—	—	
リサイクルセンター	西部リサイクルプラザ	金沢市	圧縮・保管	12トン/5h	H11.7	—	—	
	東部リサイクルプラザ	金沢市	圧縮・保管	12トン/5h	H11.4	—	—	
	戸室リサイクルプラザ	金沢市	破碎・選別・圧縮・保管	91トン/日	H15.7	—	—	
し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	西部衛生センター	金沢市	好気性消化・固化分離処理	195kI/日	H7.11	—	—	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	備考
最終処分場(併せ産廃)	戸室新保埋立場	金沢市	管理型処分場	約1,100千立方メートル	R2.10	現施設の埋立完了に伴う新設	—	新廃棄物埋立場

※計画地域内の施設の状況(現況・予定)を地図上に示したもの添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状						目標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
総人口	462,945	464,124	465,077	465,265	464,427	463,387	463,847
公 共 下 水 道 汚水衛生処理人口	433,553	436,072	438,073	439,875	440,878	443,448	451,148
集 落 排 水 施 設 等 汚水衛生処理人口	4,550	4,446	4,372	4,276	4,316	4,159	3,353
合 併 处 理 清 澈 槽 等 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%
未 処 理 人 口 汚水衛生未処理人口	16,508	15,776	15,207	13,695	11,971	9,018	4,987

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

5 濾化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			設備予定基数の内容			備 考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
濾化槽設置整備事業	金沢市	411	1,253	S63.4	10	50	R7	
濾化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現状、予定）を地図上に示したもの添付のこと。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画 総括表 2（令和元年度）

事業種別	事業番号※1	事業主体名称※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考		
							単位	開始	終了	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
○最終処分場整備に関する事業							327,196	327,196							327,196	327,196			
併せ産廃モデル施設整備	1	金沢市	1,100,000	m ³	H21	R2	327,196	327,196							327,196	327,196			
○浄化槽に関する事業							13,397	1,722	5,127	3,356	1,596	1,596	1,596	13,397	1,722	5,127	3,356	1,596	1,596
浄化槽設置整備	2	金沢市			R2	R6	13,397	1,722	5,127	3,356	1,596	1,596	1,596	13,397	1,722	5,127	3,356	1,596	1,596
合計							340,593	328,918	5,127	3,356	1,596	1,596	1,596	340,593	328,918	5,127	3,356	1,596	1,596

※1 事業番号については、計画本文3（3）表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一設備の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

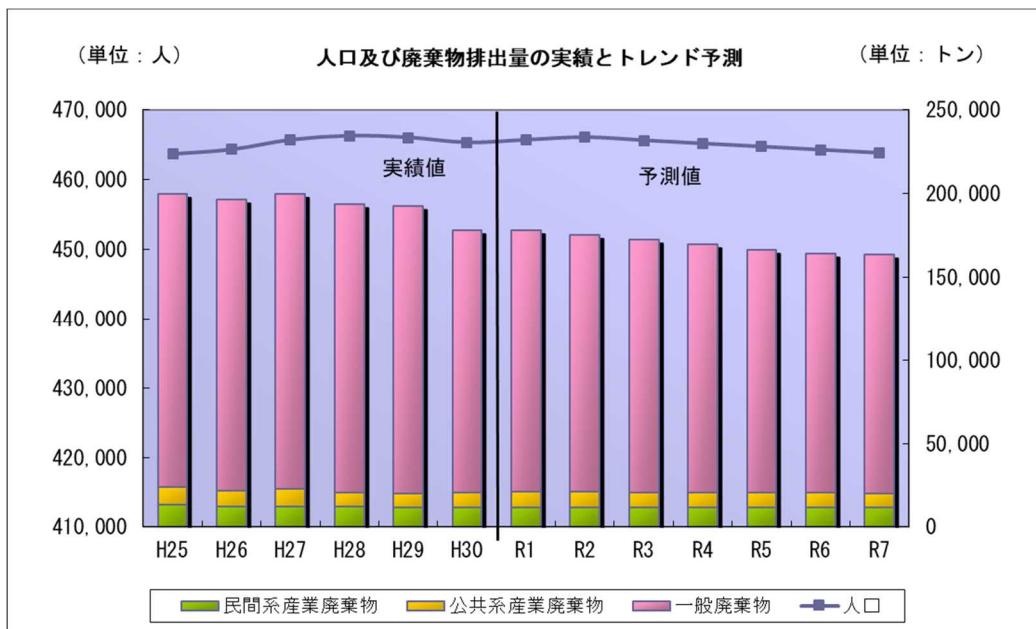
様式 3

地域の循環社会形成推進のための施策一覧

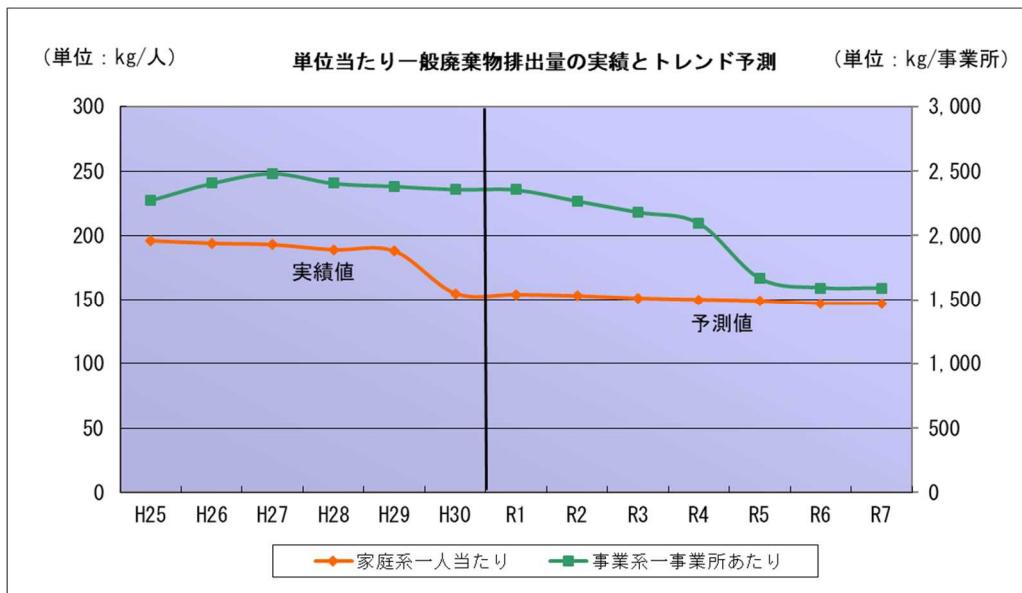
施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	家庭ごみの発生抑制	指定ごみ袋収集制度により発生抑制に資する。	金沢市	R2	継続		事業実施						
	12	環境教育、普及啓発	環境学習施設の活用や、出前講座の開催、「かなざわエコフェス」など市民参加型イベントや体験講座の実施	金沢市	R2	継続		事業実施						
	13	生ごみの減量化	生ごみ処理器の購入費補助や貸出し、家庭や学校での生ごみ堆肥化の奨励と生ごみ循環システムの運営	金沢市	R2	継続		事業実施						
	14	容器包装廃棄物などの排出抑制	レジ袋削減や過剰包装の排除、量り売りなど、環境配慮型の買い物を推進するキャンペーンの実施	金沢市	R2	継続		事業実施						
	15	食品ロス対策	家庭向け「フードドライブ」窓口の開設、事業者向け「フードシェアリング」モデル事業など多様な取り組みを実施	金沢市	R2	継続		事業実施						
	16	分別の徹底	「家庭ごみの分け方・出し方」の全戸配布や分別促進アプリの活用などの情報発信により市民への周知を徹底	金沢市	R2	継続		事業実施						
	17	再利用の促進	自己搬入コーナーや地域回収拠点の設置による資源回収の向上及び再生品販売やリユース市などの活動支援	金沢市	R2	継続		事業実施						
	18	事業系ごみ対策	搬入検査や個別指導による分別の徹底や、事業者への指導や研修会開催により減量化、資源化を奨励	金沢市	R2	継続		事業実施						
	19	生活排水対策	河北潟周辺の小学校と連携した自然観察や水質調査等による水質浄化に係る啓発活動の実施	金沢市	R2	継続		事業実施						
処理体制 の構築、変更に関するもの	21	将来を見据えた収集体制の検討	ごみ出し困難な世帯を対象とした戸別収集制度の実施	金沢市	R2	継続		事業実施						
	22	事業者との役割分担による資源回収ルートの確保	「ストアーカークステーション」など資源回収拠点の増設や古紙回収事業者等との連携強化	金沢市	R2	継続		事業実施						
	24	廃棄物処理施設のあり方検討	施設の合理化や維持費の削減に関する検討を実施	金沢市	R2	継続		課題の検討及び調査に基づく方針策定						
処理施設 の整備に関するもの	1	新廃棄物埋立場建設事業	最終処分場の整備	金沢市	H21	R2	○	建設						
	2	浄化槽設置整備事業	個人設置型小型合併浄化槽の設置に対して補助	金沢市	R2	R6	○	事業実施						
その他	41	不法投棄防止対策の強化	「不法投棄防止対策員」や「不法投棄防止ネットワーク」により監視体制の強化および効果的な対策の検討	金沢市	R2	継続		事業実施と対策の検討						
	42	災害時のごみ処理体制の整備	災害廃棄物処理計画を踏まえた連携体制等の検討及び気候変動への対応に必要な計画の見直しを実施	金沢市	R2	継続		連携体制等の検討及び必要な計画見直し						

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3（3）に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

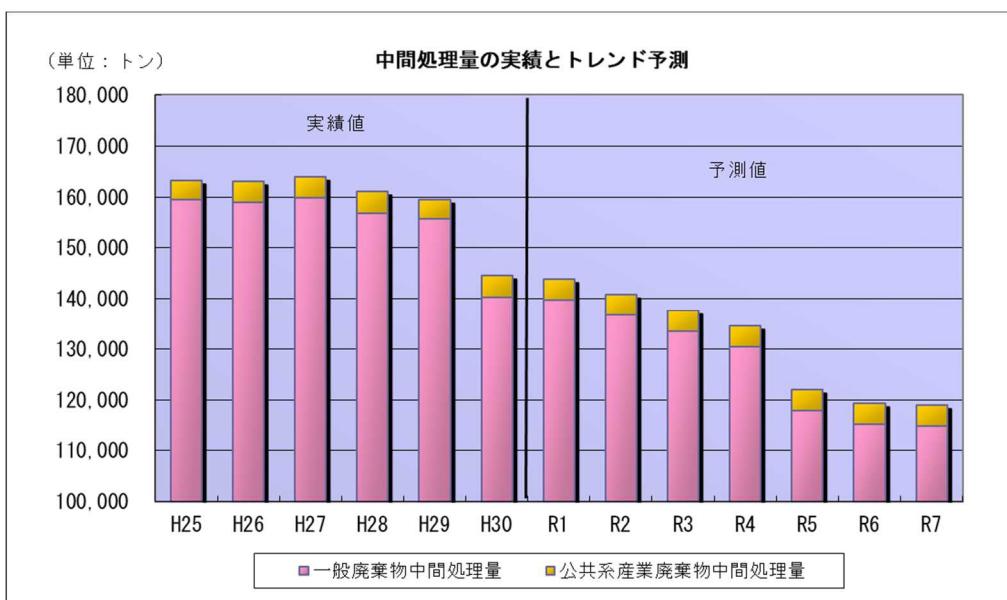
<廃棄物関係トレンドグラフ>



参考図1 人口及び廃棄物排出量の実績とトレンド予測



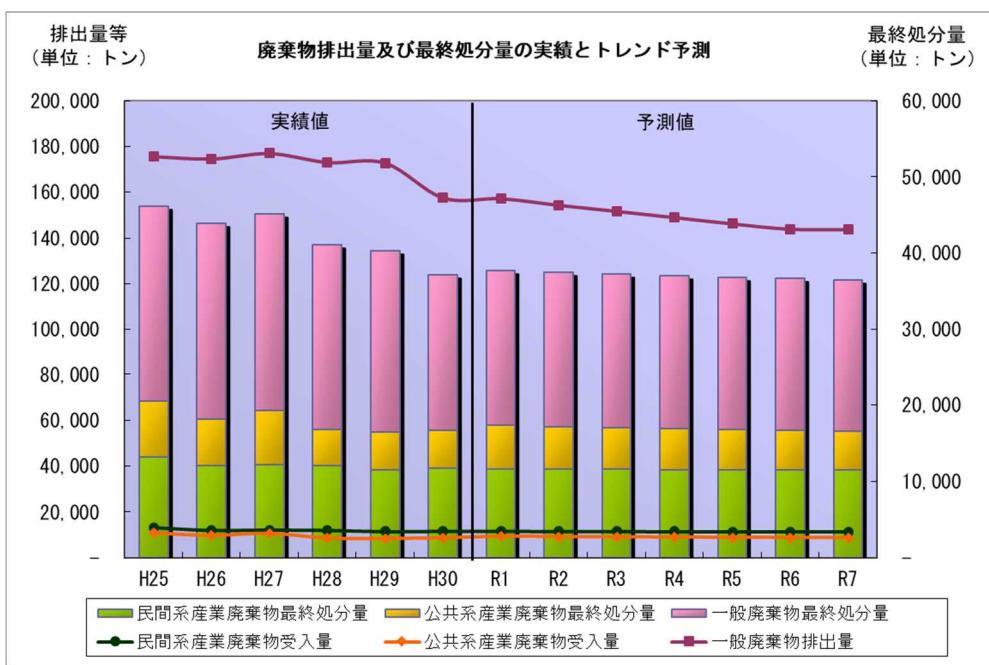
参考図2 単位当たり一般廃棄物排出量の実績とトレンド予測



参考図3 中間処理量の実績とトレンド予測

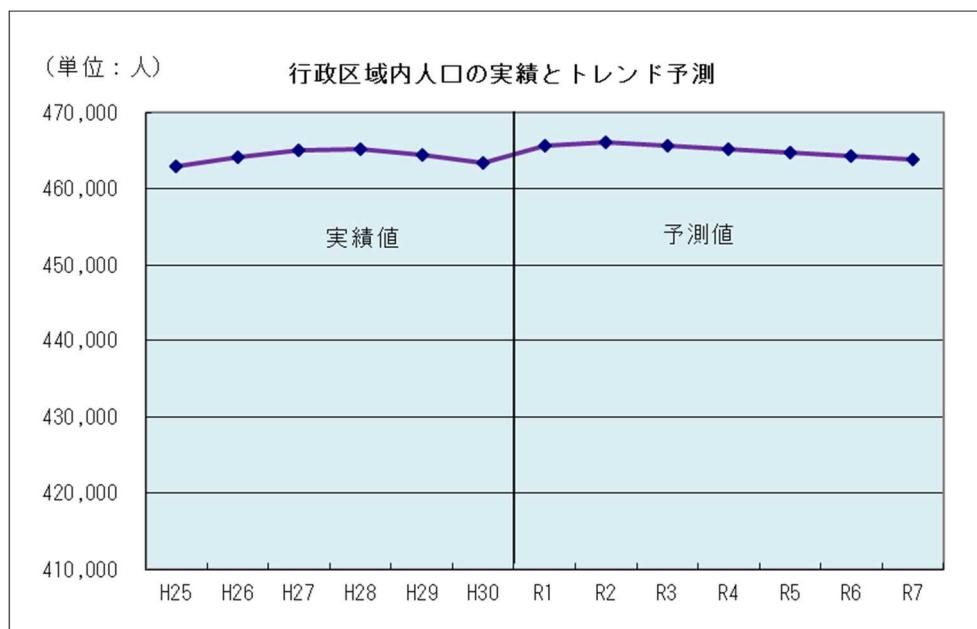


参考図4 一般廃棄物・公共系産業廃棄物の排出量等と資源化量

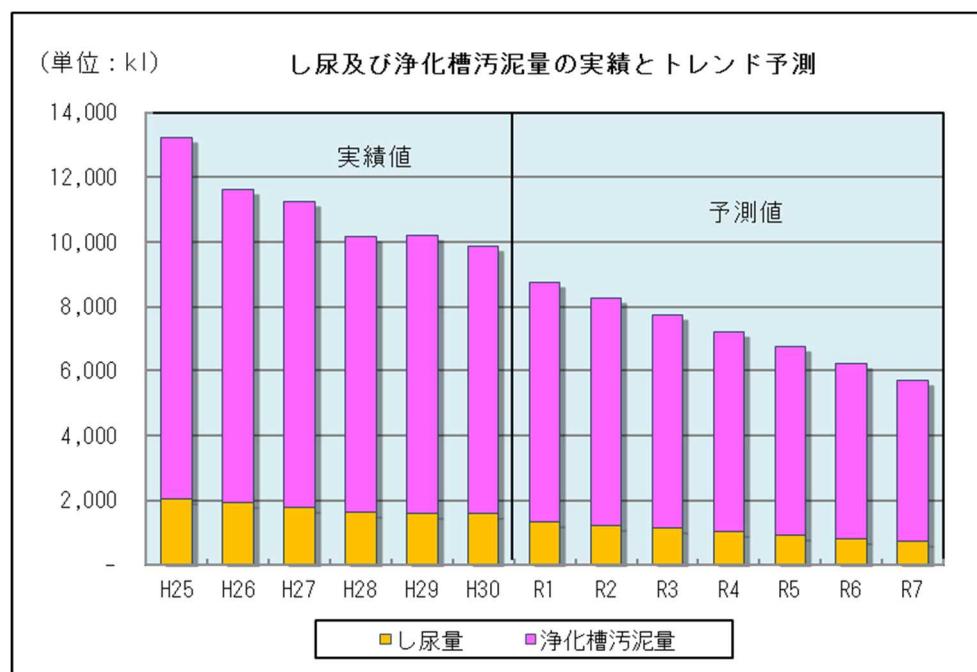


参考図5 廃棄物排出量と最終処分量の実績とトレンド予測

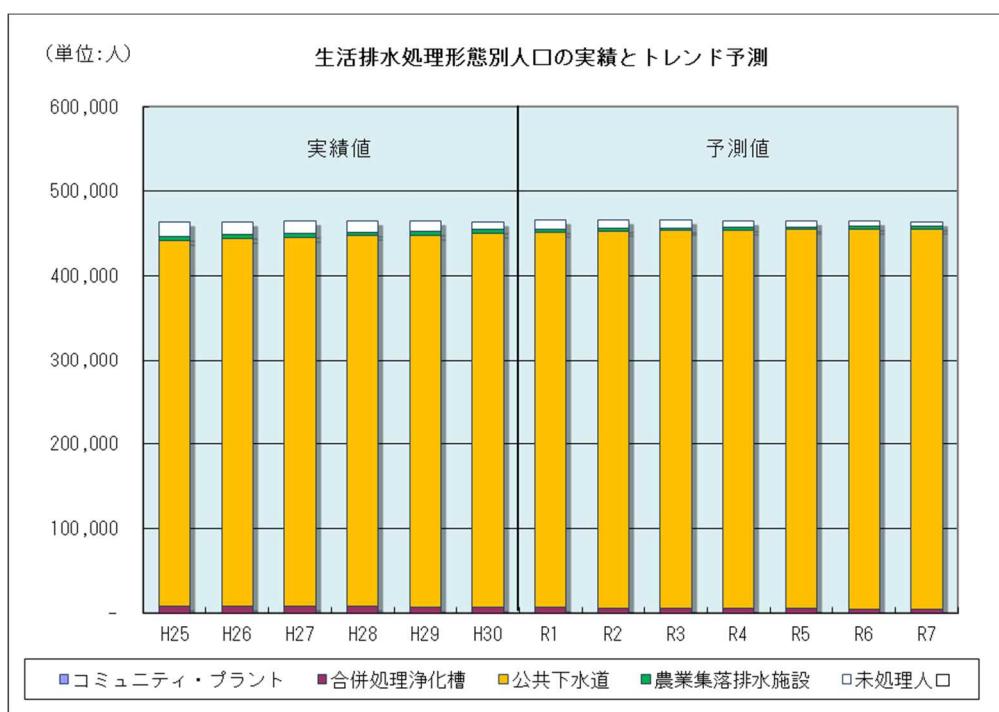
<生活排水関係トレンドグラフ>



参考図1 行政区域内人口の実績とトレンド予測



参考図2 し尿及び浄化槽汚泥量の実績とトレンド予測



参考図-3 生活排水処理形態別人口の実績とトレンド予測

【参考資料様式 4】

施設概要（併せ産廃モデル事業最終処分場系）

都道府県名 石川県

(1) 事業主体名	金沢市		
(2) 施設名称	新廃棄物埋立場		
(3) 工期	令和 2 年度		
(4) 処分場面積、容積 ()は第1期工事分	総面積： 約541,000m ²	埋立面積： 約121,000m ²	埋立容量： 約270万m ³ (約110万m ³)
(5) 処分開始年度 及び最終年度	埋立開始 令和 2 年度 埋立終了 令和16年度（第 1 期工事分）		
(6) 跡地利用計画	現在のところ未定であるが、第 3 期埋立が終了するまでに、近隣にある既存の跡地利用施設（スポーツ公園や戸室リサイクルプラザ）などとの関連を考慮し、決定していく。		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物焼却残さ、不燃物破碎残さ、下水道汚泥等、側溝汚泥等、併せ産廃（汚泥・燃え殻等）の埋立処分		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有	無	
(9) 事業計画額	346,722千円（全体計画：9,491,662千円）		

【参考資料様式 7】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 石川県

(1) 事業主体名	金沢市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的 及び内容	生活排水処理の促進を目的として、個人設置型の家庭用小型合併処理浄化槽の設置補助を実施する。
(4) 事業期間	令和2年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の 要件	浄化槽設置整備事業実施要綱 第3(1)アの(工)、(キ)に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 13,397千円 うち ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る 事業費 8,106千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 0千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

人槽区分	交付対象基數 (50人分)	基準額 (千円)	対象経費 支出予定額 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5人槽	10基 (50人分)	8,106	8,106	8,106
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備効率 化事業費	台帳作成費 計画策定等調査費	5,291	5,291	5,291
合 計	10基 (50人分)	13,397	13,397	13,397

＜廃棄物関係施設ハザードマップ＞



